

# 富山県内水面漁場管理委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和6年7月19日(金) 午後1時30分から午後3時12分  
場所 森林水産会館 33号室

## 2 出席委員

竹野博和、山本勝徳、笠井廣志、立野義弘、東 秀一、堀井律子、角眞光彦、  
杉守智美 (欠席委員なし)

## 3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

## 5 議事録署名委員の指名

角眞光彦、山本勝徳

## 6 県職員等

水産漁港課 地崎課長、南條副主幹、中島主任  
農林水産総合技術センター水産研究所 野村内水面課長

## 7 事務局職員

前田事務局長 (水産担当課長兼務)

## 8 傍聴者

1名

## 9 付議事項 (議題)

- 開会に先立ち、杉守委員から、委員就任の挨拶があった。

### (1) コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる委員会指示について (協議)

県水産漁港課の中島主任から、資料1に基づき説明があった。

議題(1)の資料は、右肩に資料1-1と記載しているものである。1ページ目は協議の内容、2ページは協議の理由、3ページは、本県と全国のコイヘルペ

スウイルス病の陽性確認件数のまとめ、4ページは資料1-2として委員会指示案となっている。本県の公共用内水面では、平成16年にはじめてコイヘルペスウイルス病によるコイの死亡が確認され、平成20年まで発生が確認されていた。平成21年以降は確認されていない。一方全国では、毎年発生が確認されているため、本県においても、まん延防止の措置が必要である。令和5年度には、3ページのとおり、全国で14件発生しており、6月から11月にかけて6県での発生が確認されている。内訳として、山形県、新潟県、神奈川県、長野県、岐阜県、そして香川県の計6県で発生がみられている。このため、コイヘルペスウイルスに感染したコイが、放流または遺棄されることがないように、例年、内水面委員会指示を発出している。現行の指示内容は2ページに記載するのとおりであり、この指示の期間については、令和5年8月16日から令和6年8月15日までとなっており、今後もまん延防止を図るためには、指示を継続することが必要である。同じ内容の指示を、令和6年8月16日以降も継続することについて、この度委員会に協議させていただきたい。

- 山本会長代理から、委員会指示の文案について、1指示の内容(1)放流の制限のただし書きの部分に関し、「この限りではない」から「この限りでない」と修正するよう意見があり、この通りに案の文言を修正することで委員会指示は承認された。

## (2) 全国内水面漁場管理委員会連合会総会について(報告)

前田事務局長から、資料2により「全国内水面漁場管理委員会連合会総会について」報告があった。

令和6年5月31日に、東京都で、令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会が開催された。第1号議案として令和5年度の事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について、第2号議案として令和6年度の事業計画案及び収支予算案について説明があり、案のとおり承認された。なお、令和5年度には徴収されなかった負担金について、令和6年度には各県委員会が負担金を支払うこととなる。

第3号議案として、令和6年度の提案書が示され、全国の内水面における問題や課題について、水産庁をはじめとする関係省庁への要望事項として整理されている。昨年度から変更になったところを説明する。

14ページに外来魚対策について記されている。下線部が修正箇所である。1つ目の提案項目において、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる予算の確保充実を図ることが今回追加された。15ページには鳥類による食害対策について記されている。1つ目の提案項目において、カワウが平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある現状や、中期目標をより実効性のあるものとする要望が追加されている。16ページには魚病対策について記してある。2つ目の提案項目において、発生から年数が経過しているコイヘルペスウイルス病に

について、公共用水域における放流移植や、持ち出しの制限を解除できるように、基準を国の方で示すことを速やかに求める内容となっている。17 ページから 18 ページにかけて河川湖沼環境の保全及び啓発について記されている。1 つ目の提案項目において、河川の適正流量の算出に関して、魚類の生活史全般に配慮するように求める部分が追加された。5 つ目の提案項目において、高齢者や障害者を含め誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うことを要望する内容が追加された。22 ページには内水面漁場管理委員会制度について記されている。変更点はないが、委員会制度の堅持や委員会への国による財源の維持・確保を求める内容となっている。

以上が通常総会の概要説明となり、案のとおり承認された。なお、7 月 4 日及び 5 日に文科省・農水省等への提案行動が実施されたとの連絡が、全国連合会の事務局からあった。

- 委員からの質問や意見等は無かった。

### (3) 富山県水産業振興計画（仮称）について（報告）

県水産漁港課の南條副主幹から、「富山県水産業振興計画（仮称）について」説明があった。

前回平成 30 年度に水産業振興計画を策定し、それから 5 年たったということもあり、今年度、新しい富山県としての水産業の施策の方向性を示すために、水産業振興計画の更新を行う作業をしている。振興計画の案をつくりまして、その内容についていろいろとご意見等々を頂きたい。

富山県水産業振興計画の概略として、5 つの大きな柱が基本となっている。1 つ目が「豊かな富山湾を次世代につなぐ新たな資源管理の実施」、2 つ目に「富山のさかなのブランド力を活かした水産業の成長産業化」、3 つ目に「漁村・漁港の魅力向上と活性化」、4 つ目として「本県水産業の持続的な発展に資する横断的な取組み」、5 つ目が「令和 6 年能登半島地震からの復興」となっている。

第 1 章として現在の県内の水産業の現状と課題を記してあります。第 2 章に、富山県の水産業の目指す方向性が整理してあり、第 3 章にそれぞれの柱に沿った具体的な施策を記載している。

11 ページ目に現在の県内の内水面に係る現状と課題を記している。県内の内水面漁業においてアユ或いはサケ、マス類というのが非常に重要な魚種となっておりますが、年々漁獲量が落ちている。最近スマートフォンを利用した遊漁券の電子化といったスマート水産業に関する取り組みも、各漁協において導入されている。続いて 12 ページ目に、カワウや外来魚によるアユ等の食害の増加、或いはアユの冷水病などの疾病のまん延といった内水面漁業に影響を与えるような事象が、最近幾つも報告されている。

資料 34 ページ目に内水面漁業の振興に係る具体的な県の施策が 5 つの項目に分けて記してある。1 つ目の項目としてアユ資源の維持増大ということで、県と

しては天然遡上アユをふやすために産卵場の造成、地場産種苗の放流を推進するとともに、必要に応じて採捕期間や区域などの規制見直しを進める。2 つ目として、サケ資源の回復に向け、ふ化放流技術の向上を図るため、生産技術に関する研修会の開催や巡回指導を行う、さらに海水温の上昇等の環境変化に対応した種苗生産技術の開発を行う。また、本県のサケの増殖体制の今後のあり方について検討を進めていく。3 つ目として、サクラマス資源回復につきましては、効果的かつ効率的な増殖事業を進めるため、放流適地の探索や親魚放流など省力・省コストな放流手法の技術開発を進める。4 つ目として、遊漁振興と適正な漁場利用ということで、内水面を通じた地域振興を図って、さらに、将来的な内水面漁業の担い手確保の施策についても検討していきたい。5 つ目の食害対策や魚類防疫対策について、カワウの食害防止または軽減のため、関係団体と連携して情報共有、対策を推進するとともに、魚病の発生、まん延防止のため養殖場において養殖魚等の定期的な保菌検査及び魚病診断を行います。54 ページに、河川環境の保全に関し、河川におけるサクラマス等の朔河性魚類の生息環境の改善を図るため、河川管理者と連携し、魚道や淵などの整備を推進すること、豊かな海、川づくりの運動の推進に関し、出前教室や夏休み子供科学教室を開催して、将来の豊かな川づくりに向けた意識啓発を図ることとしている。

- 東委員から、サケの来遊尾数を1万3千尾から3万尾へ増やそうとしても難しい。人為的な努力では実現が難しい状況と感じている、との意見があった。
- 竹野会長から、河川環境の保全に関し、マイクロプラスチックとなる肥料のカプセルが河川を通じて流出している。農水部における対策はどうか？との質問があった。また、マイクロプラスチック対策などについて、可能であれば計画に盛り込んで欲しい、との意見があった。
- 南條副主幹より、関係課にも確認の上、対策があれば計画に盛り込みたい、との回答があった。
- 前田事務局長から、農業分野において、生分解性素材の利用など本県でもプラスチック削減の取組みが進められている、との補足説明があった。
- 竹野会長から、川の魚類がマイクロプラスチックを取り込んでいる知見はあるか、との質問があった。
- 南條副主幹より、イワシ等の海産魚類についての知見はあるが、河川の魚類についての情報は聞いたことがない、と回答があった。
- 山本委員より、カワウの食害防止に関して、庄川には中州にカワウが多く、自然保護団体の方々ともやり取りしながら対応しているところであるが、35 ページ⑬の被害対策協議会の設置について、近づきつつあるという認識で良いか、質問があった。
- 南條副主幹より、庄川では、保護団体の方との個別のやり取りがあると思うが、個別の調整の中で、ある程度の方向性が見えてきたところで、協議会

の設置について検討できれば良いと考えており、現状としては、個別の調整について、県の自然保護課も含めて対応しているところ、との回答があった。

- 山本委員より、正式な協議会が設置されて、関係者が集まり、問題点を協議して解決が図れば良いが、実態としてはなかなか難しい点があり、漁協の担当職員も苦勞していることから、よろしくお願ひしたい、との意見があった。
- 竹野会長より、54 ページの「豊かな海・川づくり」運動の推進に関して、出前教室とあるが、実際の回数ほどの程度か、また、次世代の担い手確保のための重要な取組みであるとの、質問と意見があった。
- 南條副主幹より、正確な数字は今手元にないが、公民館主催等の個別の依頼に対応しているのに加え、小学校の授業など個別対応を行っている、との回答があった。

#### (4) 県水産研究所からの話題提供「利賀ダム上流域に新たなアユ資源を造成～「五箇山（やま）アユ」による地域振興～」

県水産研究所の野村内水面課長から、スライド（資料4）を用いて「利賀ダム上流域に新たなアユ資源を造成」について話題提供が行われた。

天然アユは小牧ダムが完成後、庄川上流へは遡上できなくなった。より上流に位置する岐阜県では放流アユによる漁場が活況を呈しており、本県の小牧ダム上流域でも新たなアユ資源造成の可能性がある。H30～R4 年のアユの試験放流により、利賀川に放流アユが定着し、釣れることが分かったが、アユの密度が低かった。また、利賀川には堰堤等の遡上障害が存在する。漁場として必要な放流尾数を把握するため、4 万尾の過去最高の種苗放流を実施し、友釣り、ルアー釣りによる採捕調査を実施した。また、分散放流が広範囲の漁場造成に有効であるか把握するため、標識放流調査を実施した。4 万尾のうち 1 万尾のアユ種苗の脂鰭を切除し、放流場所を分けて分散放流を行い、友釣りとルアー釣りにより CPUE を調べた。友釣りの CPUE は既存漁場並みの値であったが、ルアー釣りの CPUE は先例よりも低い値であった。友釣りによるアユのサイズは、ルアー釣りによるアユのサイズよりも大きかった。遡上障害の上下で比較したところ、友釣りでは CPUE は同等であった。サイズにも有意差は見られなかった。放流したアユは、河川内をあまり移動しなかったことから、広い漁場づくりには分散放流が効果的と考えられた。以上から、ダム上流域においても、アユの友釣り漁場の造成が可能と考えられた。また、オトリの入手が困難な山間部ではルアーでオトリを確保するのも有効な方法と考えられた。ダム上流域におけるアユの再生産の状況を調べるため、環境 DNA を用いた調査を行ったところ、アユ放流前には河川水から DNA は検出されず、アユ漁場づくりには毎年の放流が必要と考えられた。利賀川ではアユの再生産が見込めないため、秋の落ちアユを食品として利用できないか、脂質や

食味の試験を行った。庄川下流のアユと比較したところ、ダム上流の落ちアユの脂質含量が高く、食味試験でも脂の乗りが高評価であった。利賀の燻材を利用して、アユの燻製を試作でき、「五箇山（やま）アユ」として地域の新たな特産品となりえる可能性が示された。庄川本川においてもアユ資源を造成できるか、放流試験を行った。採捕が可能となる本川支流において、秋に電気ショッカーや投網を用いた採捕調査を実施したところ、落ちアユが採捕可能であることが分かった。条件次第では落ちアユが大型化すること、支流（短い小河川）へも落ちアユが来遊することなど、庄川本川の小さな支流で秋限定の好漁場が造成可能であることが明らかとなった。

- 東委員から、富山県内では新たな漁場ができるということが長らくなかったことから大変貴重な研究成果であるが、放流アユの密度が1㎡当たり1尾と天然漁場と比べて少ない中で、よく釣れているという印象である。一方で、一般的な漁場と同程度の釣果で、利賀川まで行くかという話がある。ダム上流域の自然の生産力を利用して、これだけアユを大きく育てられる点を活用して、何か違った活用ができないかと思う、と意見があった。
- 野村課長から、アユの密度が低く、釣獲結果の数値はあくまで試験での数値であり、釣り人が入って実際に釣果がどうなるかという問題点がある。どの程度の数を放流するかは、今回の結果をもとに、漁場を管理することになる庄川漁連が判断されるものと思う、と回答があった。
- 東委員から、現在、アユと溪流魚と許可証（遊漁兼）が異なるが、上流で溪流魚釣りが主流の場所においても、アユを含めた許可が出るものか？遊漁者を取り込むためには、アユを含めた釣券があれば良いと思う、と意見があった。
- 南條副主幹から、今後、制度的にも検討していく余地はあるのではないかと思う、と回答した。
- 笠井委員から、小矢部川ではこの20年ほど県外からも遊漁者が来るようになってきている。アユの呼び名として「野アユ」としたが、非常に効果的であった。今回の「五箇山（やま）アユ」というのも、良いネーミングと思う、と意見があった。
- 角眞委員から、利賀ダムが完成すると水没する区域が数キロの範囲で出てくるのがもったいないと感じる、との意見があった。実際釣れる区間が2キロとなると、半日で釣りをする区間に過ぎず、釣り人の数を入れるのは難しいのではないかと感じる、とのことであった。
- 角眞委員から、高知で毎年行われている利きアユ（アユの味比べ）に出品してみるのも面白いのではないかと提案があった。

この他、委員からの質問等は無かった。

(5) その他

事務局から、親睦会費の使い道について相談があり、次回の委員会に併せて昼食会を開催することで了承された。

(6) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和6年10月24日（木）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月19日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---